行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	
令和6年9月10日		滋賀県草津市山寺町188 番地	田上	滋賀県大津市上田上中野町宇前田294 番地	輸送施設の使用停止 (30日車)		令和6年4月24日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 点呼の記義義務違反[記載事項の不備](旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対してう指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反[一部不適切](運輸規則第38条第1項)(3)整備管理者の研修受講義務違反[研修未受講](運輸規則第46条)		3